

企業会計・監査及び会計業に関する法律 (日本語訳)

本資料は JB legal Consultancy Co.,Ltd に委託し、英文仮訳 (Unofficial Translation) を JETRO の支援で和文に仮訳したものです。投資を検討する参考資料として活用いただければ幸いです。

本資料はあくまで仮訳であり、JETRO はその内容及び本資料を利用したことにより生じたいかなる損害についても、一切責任を負うものではありません。

正式な法令・政令はカンボジア語のみとなります。解釈等については原典 (カンボジア語) も照らし合わせてご確認いただくことをお勧めいたします。

第1章 総則

第1条

この法律は、国際会計基準に基づき、カンボジア王国における自然人または法人に関する会計制度に関する組織体、運営および役割を定める。

第2条 定義

会計とは、企業活動に関する財務情報の特定、記録、集積、計測、分類および表示に関する制度である。

監査とは、会計基準履行評価のための企業監査要点もしくは企業行動の制度的調査または検査をいう。監査サービスには、財務諸表監査、業務監査、編集、調査および会計手続きを含む。(公的に)登録された監査役のみが、監査サービスを提供し、監査役として署名を行うことができる。

財務報告とは、特定期間内における法人の財務状況、活動業績およびキャッシュフローに関する情報を含む報告のことをいう。

国際会計基準とは、国際会計基準委員会によって推奨された会計基準である。

第3条

自然人もしくは法人にかかわらず全ての企業は、会計帳簿および勘定書を保持し、本法に従い監査された会計帳簿を保有しなければならない。

第4条

企業は、概念的枠組、カンボジア会計基準および経済財政省大臣によって公布された省令原則に従い、年次財務諸表を作成しなければならない。

第5条

企業は、経済財政省令および国際会計基準によって定められた会計帳簿に勘定を記載しなければならない。全ての会計記録は、証拠書類によって立証されなければならない。

第2章 国家会計評議会

第6条

国家会計評議会は、経済財政相省の援助のもと設立される。

第7条

国家会計評議会の役割は下記記載の通りである。

- ・ 諮問委員会
- ・ 企業および経済活動の会計業務に関連する全ての草案および規則に対する調査および意見
- ・ 第4条に関連する概念的枠組みおよび会計基準の開発、改善
- ・ 会計技術改善のための方法提案
- ・ 会計に関する国際フォーラム、会議及び討論での代表参加

その他国家会計評議会の構成および役割は、閣僚会議令によって設定される。

第3章 財務諸表

第 8 条

財務諸表とは、貸借対照表、収支計算書、キャッシュフロー計算書および関連注釈によって構成される。かかる財務諸表は、不可分とみなす。

第 9 条

第 12 条の会計記録は、クメール語およびリエル表記にて作成されなければならない。経済財政省が設定した条件に従い、外資企業または外資企業の子会社は、クメール語およびリエル表記の会計記録とともに、英語および（もしくは）リエル以外の通貨表記にて会計記録を作成することができる。但し、第 4 条にいう財務諸表は、クメール語およびリエル通貨表記で作成されなければならない。

第 10 条

会計期間は、12 ヶ月間とする。会計年度は、該当年度 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までとなる。新規に設立された会社に関しては、事業初年次財務報告は該当企業の設立日より翌年 12 月 31 日までとする。特定活動を行う企業は、事業年度の開始日をほかに設定することができる。

第 11 条

財務諸表は、営業年度終了の 3 ヶ月前以内に作成されなければならない。かかる期限までに間に合わなかった場合は、経済財政省から会計終了および別途提出日に関する承認を求めなければならない。

第 12 条

財務諸表、対応帳簿および証拠書面は、少なくとも 10 年分保有されなければならない。対応帳簿は、一般仕訳帳、会計帳簿および棚卸帳が含まれる。

第 13 条

第 12 条によって規定された財務諸表および会計帳簿は、本法各条項したがいは作成されなければならない、法的効力を有しない。

第 4 章 公認会計士および監査役協会

第 14 条

公認会計士および監査役協会は、職業会計士の間で結成される。本協会は、経済財政省の援助のもと運営される。

本協会の組織および役割、専門的規則作成は、閣僚会議令によって設定される。

第 15 条

本協会は、具体的には、以下の目的から結成される。

- ・ 会員を代表し、会計専門職に関する権威および利益の促進保護のため国家専門家委員会を組織する
- ・ 国家会計評議会のワーキングメンバーとして参加する
- ・ 会計専門職に関する規則と義務を作成し、その運用を確保する
- ・ 公認会計士および監査役を目指すカンボジア市民のために会計専門教育を提供する

第 5 章 企業監査

第 16 条

自然人もしくは法人にかかわらず全ての企業は、経済財政省の閣議会議令にしたがい売上高および（もしくは）損益計算書および（若しくは）従業員数を（監査役によって）監査された会計帳簿を提出しなければならない。監査は、第 14 条上の登録監査役リストに登録されている自然人または法人によって行わなければならない。

第 6 章 会計士

第 17 条

職業会計士の業務は、本法第 14 条上のカンボジア人会計士登録リストに記載されている自然人または法人によって実行されなければならない。職業会計士の業務は、立法、行政、司法に関する公務および政治業務との関係で、利益相反となる。

第 7 章 罰則

第 18 条

本法第 3 条、第 4 条および第 5 条の規定に違反する全ての自然人および法人の取締役は、五百万から一千万リエルの罰金、および（もしくは）1 年から 2 年間の禁固刑に処される。

本法に規定された条項に従い適切な財務諸表の作成及び管理をしない全ての自然人および法人の取締役は、五百万から一千万リエルの罰金、および（もしくは）半年から 1 年間の禁固刑に処される。

上記罰則規定に加え、自然人および法人の取締役は、閣僚会議令より規定された各種免許取消しに処分を課される。

第 19 条

本法の規定を履行しない職業会計士および監査役は、一千万から二千万リエルの罰金が課される。

各種免許の取消しに関する条項がなく、繰り返し同様違反行為が行われた場合、罰金額は倍額となり、かつ（もしくは）1 年から 3 年間の禁固刑に処される

第 8 章 最終条項

第 20 条

本法に反する全ての規定は、無効である。

本資料は JB legal Consultancy Co.,Ltd に委託し、英文仮訳（Unofficial Translation）を JETRO の支援で和文に仮訳したものです。投資を検討する参考資料として活用いただければ幸いです。

本資料はあくまで仮訳であり、JETRO はその内容及び本資料を利用したことにより生じたいかなる損害についても、一切責任を負うものではありません。

正式な法令・政令はカンボジア語のみとなります。解釈等については原典（カンボジア語）も照らし合わせてご確認いただくことをお勧めいたします。